

**富士市子育て・若者世帯
F-U J I ターン奨励金**

申請の手引き



富士市 総務部 シティプロモーション課 移住定住推進室

目 次

1	奨励金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 奨励金の目的	
	(2) 用語の定義	
	(3) 奨励金の交付対象	
	(4) 奨励金額	
	(5) 交付の条件	
2	申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 申請先及び提出期限	
	(2) 提出書類	
	(3) 交付決定	
3	お問合せ・提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 概要

(1) 目的

妊娠・出産・子育てを希望する子育て世帯及び若者世帯の本市への移住を促進するため、富士市子育て・若者世帯F-UJIターン奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内において交付します。

(2) 用語の定義

本奨励金制度における用語の定義は以下の通りです。

- ①再転入：本市に居住していた人が転出をした後、本市に再び転入をすること。
- ②夫婦等：婚姻関係にある人又は婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人。
- ③子育て世帯：次のいずれかに該当する世帯。
 - ア 転入又は再転入をする日（以下「転入日」という。）の属する年度の4月1日における年齢が13歳未満の子及びその親がいる世帯
 - イ 転入日において、母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる世帯
- ④若者世帯：転入日において、夫婦等のいずれかの年齢が39歳以下であって、子育て世帯ではない世帯。
- ⑤東京圏：東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域。

(3) 奨励金の交付対象

奨励金の交付を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- ①令和7年4月1日以降の転入者（転入の異動日が令和7年4月1日以降）
- ②次のア～エのいずれかに該当すること。
 - ア 子育て世帯に属している子の親又は夫婦等の一方であって、次のいずれにも該当する人
 - 転入日の前日まで1年以上継続して県外の市区町村に居住していた
 - 直前の居住地から引き続き当該子育て世帯と同一の世帯に属している
 - 再転入をする前に本市において居住していた期間が、当該者が18歳になる年度の

末日までの期間において、連続して3年（再転入をする前の本市での居住期間が、市内高等学校に入学し、卒業するまでの期間のみであった場合にあっては、2年10か月）以上である

イ 子育て世帯に属している子の親又は夫婦等の一方であって、次のいずれにも該当する人

○転入日の前日まで1年以上継続して東京圏の市区町村に居住していた

○直前の居住地から引き続き当該子育て世帯と同一の世帯に属している

ウ 若者世帯に属している夫婦等の一方であって、次のいずれにも該当する人

○転入日の前日まで1年以上継続して県外の市区町村に居住していた

○直前の居住地から引き続き当該若者世帯と同一の世帯に属している

○再転入をする前に本市において居住していた期間が、当該者が18歳になる年度の末日までの期間において、連続して3年（再転入をする前の本市での居住期間が、市内高等学校に入学し、卒業するまでの期間のみであった場合にあっては、2年10か月）以上である

エ 若者世帯に属している夫婦等の一方であって、次のいずれにも該当する人

○転入日の前日まで1年以上継続して東京圏の市区町村に居住していた

○直前の居住地から引き続き当該若者世帯と同一の世帯に属している

なお、上記にかかわらず、富士市移住就業支援補助金又は富士市子育て世帯Uターン支援補助金、先導的テレワーク移住者支援補助金の申請者又は交付者は、対象外となります。

(4) 奨励金額

奨励金は、交付対象要件によって異なります。

交付額は、全ての対象者につき１０万円を基本とし、再転入（Ｕターン）の場合は２０万円、当該世帯に１３歳未満の子（胎児を含む）がいる場合は１人当たり１０万円（最大２人分まで）を加算する方法で算出した額となります。

<交付額早見表>

世帯構成	区分	移住前 居住地	奨励金の額
子育て世帯	再転入者 (Ｕターン)	県外	【最大５０万円】 (内訳)・基本額１０万円 ・Ｕターン加算２０万円 ・こども加算１０万円（２人まで）
	再転入以外の 転入者 (ＪＩターン)	東京圏	【最大３０万円】 (内訳)・基本額１０万円 ・こども加算１０万円（２人まで）
若者世帯	再転入者 (Ｕターン)	県外	【３０万円】 (内訳)・基本額１０万円 ・Ｕターン加算２０万円
	再転入以外の 転入者 (ＪＩターン)	東京圏	【１０万円】 (内訳)・基本額１０万円

(5) 交付の条件

本市へのＵＪＩターン促進に係るＰＲ及び各種調査へのご協力をお願いします。

また、交付決定通知書において付す交付条件に該当することがあった場合は、速やかに報告をしてください。

2 申請手続き

(1) 申請先及び提出期限

① 申請先

富士市役所シティプロモーション課移住定住推進室へ下記(2)の書類を直接持参し、提出してください。受付時間は、8時30分から17時15分までです。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

② 提出期限

転入日から1年以内又は各年度の3月第2週金曜日のいずれか早い日までに申請してください。

ただし、予算の上限に達したときには、申請手続きができない場合がありますので予めご承知ください。その際には、市ウェブサイトでお知らせします。

(2) 提出書類

No	提出書類
1	子育て・若者世帯F-U-J-Iターン奨励金交付申請書（第1号様式） （申請書は、市ウェブサイト又は右記のQRコードよりダウンロードが出来ます。） 
2	転入日の前日まで居住していた市区町村における居住地及び居住期間を確認できる書類 例：直前の居住地で取得した住民票の除票、本籍地で取得した戸籍の付票など
3	直前の居住地において、当該世帯と同一の世帯に属していたことを確認できる書類 例：直前の居住地で取得した世帯全員分が記載されている住民票の除票など
4	【再転入の場合のみ】 再転入をする前の本市での居住地及び居住期間を確認できる書類 例：富士市に居住していた時に所属していた世帯での住民票の除票など
5	その他市長が必要と認める書類

(3) 交付決定

交付申請により提出された書類の審査を行い、適当と認めたときは、富士市子育て・若者世帯F－U J I ターン奨励金交付決定通知書（第2号様式）により通知します。

通知後、指定していただいた振り込み口座に、市から奨励金の支払いを行います。

ただし、次に該当する場合は、交付決定を取り消し、交付した奨励金を返還していただくことがあります。

- ①偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- ②申請日から1年以内に市外に転出したとき（市長がやむを得ない理由があると認めたときを除く）。

奨励金の交付決定を受けたのち、転出する場合は、お早めに市担当者にご相談ください。

3 お問合せ・提出先

富士市 総務部 シティプロモーション課 移住定住推進室

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

TEL：0545-55-2930 FAX：0545-51-1456

MAIL：kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp

4 Q & A

Q1. 海外からの移住は対象となりますか？

本奨励金は、転入日の前日まで国内の市区町村に居住していた方を対象とします。国外から帰国し、直接本市に転入された場合は対象とはなりません。

Q2. 夫婦等のうち「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とはどのような方ですか？

内縁関係にある方（住民票の続柄の欄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」などと記載されている方）、「富士市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」又は「静岡県パートナーシップ宣誓制度」の宣誓等を行った方を言います。

Q3. 移住前に同一の世帯にいたことを確認できる書類はどのようなものですか？

移住する直前に居住していた市区町村で発行した、世帯全員分の住民票の除票などをご提出ください。妊娠中の方は、移住前の市区町村で発行された母子健康手帳の写しをご提出ください。

Q4. 令和7年4月1日以前に転入してきた場合は対象になりませんか？

本奨励金は令和7年4月1日以降の転入者を対象とするため、それ以前に転入した方は対象になりません。

なお、令和6年4月1日以降に6歳未満の子と一緒に再転入した世帯の場合、「子育て世帯Uターン支援補助金」の対象となる場合があります。詳しくはお問合せください。

Q5. 申請書に添付する「その他市長が必要と認める書類」には、どのようなものがありますか？

要綱第2条の「夫婦等」のうち、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」であることを証する書類として、「富士市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」又は「静岡県パートナーシップ宣誓制度」の宣誓書受領カード等の写しを提出いただく場合があります。

その他にも、本奨励金の審査において、個別の事情を勘案し必要となる書類の提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

初 版
令和 7（2025）年 4 月